

豊川市告示第 9 3 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条第 1 項に規定する書類について、その送達を受けるべき別紙に掲げる者の住所等が明らかでないため送達できないので、同法第 2 0 条の 2 第 2 項の規定に基づき豊川市役所財務部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 8 年 9 月 1 1 日

豊川市長 竹 本 幸 夫

別紙

送達を受けるべき者の賦課時における氏名又は名称

No.	氏名又は名称
1	I WAYAN PUTU EKO MERTA